

令和4年4月28日

保護者様

船橋市立小室小学校

校長 寺門 隆明

学校における合理的配慮の提供について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。

つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご要望がある場合は、担任までご相談ください。